

令和元年11月8日(金)
関東地方整備局河川部
東京管区気象台
荒川上流河川事務所
熊谷地方気象台

記者発表資料

令和元年台風第19号に伴う荒川水系都幾川の 洪水予報・水防警報の暫定基準の引き上げについて ～11月8日17:00から暫定基準水位を引き上げ～

国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所、熊谷地方気象台が共同で発表している「洪水予報」及び国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所が発表している「水防警報」については、令和元年台風第19号による出水により荒川水系都幾川の堤防が決壊したことから、野本水位観測所（東松山市下押垂）における発表基準水位を大きく引き下げた暫定基準水位を設定し、令和元年10月17日17時より運用してきました。

荒川水系都幾川の国管理区間における堤防決壊箇所の緊急復旧工事は完了しましたが、本復旧までの暫定的な堤防であることを踏まえ、別紙のとおり暫定基準水位を引き上げて令和元年11月8日17:00より運用します。

大雨時には、河川の水位が急に上昇する場合がありますので、引き続き、雨量や水位等の防災情報に注意してください。

発表記者クラブ

竹芝記者クラブ、埼玉県政記者クラブ、神奈川建設記者会、川越新聞記者会

問い合わせ先

国土交通省 関東地方整備局

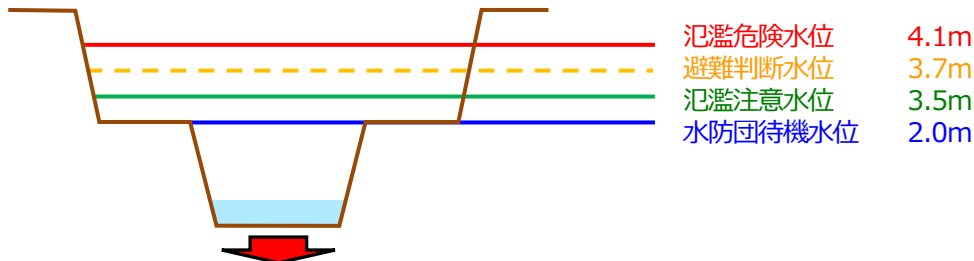
河川部 水災害予報センター長 佐々木 智之 TEL.048-601-3151 (代表)

荒川上流河川事務所 副所長 荒木 茂 TEL.049-246-6371 (代表)

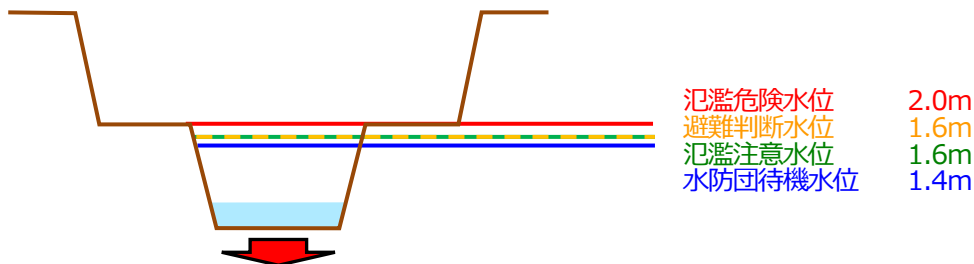
気象庁 熊谷地方気象台 次長 由比 栄造 TEL.048-521-5858

【野本水位観測所（1.59kp）】

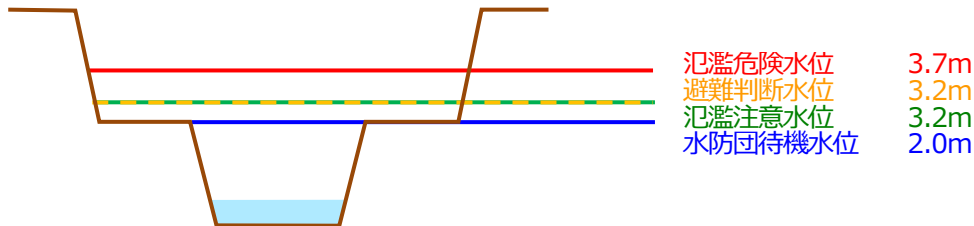
従来の基準水位



10月17日17時から運用を開始した暫定基準水位



今回変更する暫定基準水位（11月8日17時から運用）



見直しの考え方

- ① 野本水位観測所の氾濫危険水位は、従来の避難判断水位としています。
- ② 避難判断水位は、氾濫危険水位より1時間の水位上昇分低い水位で設定し、氾濫注意水位は、避難判断水位と同じ水位としています。
- ③ 水防団待機水位は、従来と同じ水位としています。
- ④ 堤防決壊箇所の本復旧が完了するまでは、今回引き上げを行った水位で洪水予報及び水防警報の発表等を行います。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫の発生に対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備等の氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階